

諸外国における成年後見制度と障害者権利条約との関係について

※「諸外国における成年後見制度についての調査報告書」等による

○アルゼンチン（2008年に障害者権利条約を締結）

- ・2012年、障害者権利委員会から、障害者の法的能力を奪う代行決定を基礎とした現在の全ての法律を即時に再検討すること、代行決定から意思決定支援へ転換させる政策を採用するための措置をとることなどの勧告を受けた。
- ・2015年に施行された民商法典において、無能力宣告及びこれに基づく保佐人による代行決定が、制度全体における原則から例外へと位置付けられた。

○オーストリア（2008年に障害者権利条約を締結）

- ・2013年、障害者権利委員会から、障害者の代理決定を支援付き意思決定に置き換えること、障害者の支援付き意思決定にアクセス可能とすることなどの勧告を受けた。
- ・2018年、法改正により、全面的かつ自動的な行為能力の制限を廃止し、選任された成年者代理を意思決定支援として規定した。

○韓国（2008年に障害者権利条約を締結）

- ・2014年、障害者権利委員会から、成年後見制度（特に成年後見類型）が代替意思決定であり、それを意思決定支援に転換することなどの勧告を受けた。
- ・2022年、障害者権利委員会から、再び、意思決定支援への転換を強く求めるなどの勧告を受けた。

○スイス（2014年に障害者権利条約を締結）

- ・2022年、障害者権利委員会から、民法等を改正して法の下で障害者を人として認めることを否定又は減少させる法律等を廃止すること、全国的に一貫した支援付きの意思決定の枠組みを開発して実施することなどの勧告を受けた。

○中国（2008年に障害者権利条約を締結）

- ・2012年、障害者権利委員会から、意思決定支援の制度が全く存在していないと指摘を受け、また、成年者に対する監護等を許容する法律等を廃止し、代行決定の制度を意思決定支援の制度に置き換えるための立法的措置を講じるよう勧告を受けた。
- ・2022年、障害者権利委員会から、成年監護制度を「法律行為能力」を剥奪又は制限する代行決定制度であると認定した上で、再び、障害者の「法律行為能力」を制限する法律を撤廃し、意思決定支援の制度を制定・施行するよう勧告を受けた。

○ドイツ（2009年に障害者権利条約を締結）

- ・2013年、障害者権利委員会から、世話制度が障害者権利条約第12条に抵触する旨の勧告を受けた。

- ・ 2023年、法改正により、世話制度の開始要件や世話人による支援の場面において、法定代理権によらない支援を優先すべきことが明文化されるなどした。

○ブラジル（2008年に障害者権利条約を締結）

- ・ 2015年、障害者権利委員会から、意思決定代行のメカニズムを維持する点について指摘され、改正するよう勧告を受けた。
- ・ 2016年、「障害者の包容に関する法律第13.146号」が施行され、同法を通じた民法改正により、成年後見制度は、改正された「保佐」と、新設された「支援された意思決定」の2類型によって構成されることとなった。

○フランス（2010年に障害者権利条約を締結）

- ・ 2021年、障害者権利委員会から、代行的意思決定の仕組みを廃止することや支援付き意思決定の仕組みが存在しないことに関する勧告を受けた。

※なお、アメリカは、2009年に障害者権利条約に署名したが、締結はしていない。